

作業部会の設置・「利用の心得」検討内容について

1. 検討・経緯

(1) 知床国立公園における望ましい保護と利用のあり方の検討

平成13年度において、知床国立公園における望ましい保護と利用のあり方（利用の適正化）について、学識経験者、地域関係団体及び関係行政機関で構成する「知床国立公園適正利用基本構想検討会」の設置により検討が行われ、「適正利用基本計画」を検討し、定めていく等の提案がなされた。

(2) 「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の検討と策定

平成14年度～平成16年12月において、知床半島先端部地区の原始性の高い自然景観と多様な生態系を適正に保全するため、利用適正化のための「あるべき姿」、守るべきルール」を定めることにより、立ち入り利用者が風致景観と生態系の持続的な保全に支障を及ぼすことのないようにすることを目的。

(3) 「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の具体化検討のため作業部会の設置

平成17年1月、知床国立公園利用適正化検討会議で「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」の具体化検討のため作業部会の設置が了承。

2. 作業部会での当面の検討内容

「利用の心得」の検討について

「先端部地区」において、動力船による海域利用等も含めて利用者が立ち入る際に自然保護や安全の確保などの観点から留意すべき事項や禁止事項について、以下の項目に沿って定め、その普及・指導を図っていかうとするもの。

なお、日頃から現地で利用者の指導をしている団体や事業者、渡船業者などにおいても自主的にガイドライン等の検討が始められていることから、今後それらの関係者とも連携して具体化の検討を進める。

(1) 共通事項

(利用の形態にかかわらず、「先端部地区」の利用者全てが守るべき事項)

安全管理、自己責任に関する事項

一般的事項

(2) 特定利用形態別事項

(特定の利用形態に関して守るべき事項)

山岳部登山利用に関する事項

河口部サケ・マス釣り利用に関する事項

動力船による海域利用に関する事項

: